

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1章 第4条	<p>第4条（料金の支払）</p> <p>1. 基本約款第13条第2項、同第4項の定めにかかわらず、利用者は、毎月1日から末日までの本クラウドサービスの利用に関する料金（以下、「当月の料金」といいます）を、その翌月の末日までに支払うものとします。</p> <p>2～3.（略）</p>	<p>第4条（料金の支払）</p> <p>1. 基本約款第13条第2項、同第4項の定めにかかわらず、利用者は、毎月1日から末日までの本クラウドサービスの利用に関する料金（以下、「当月の料金」といいます）を、その翌月の10日までに支払うものとします。</p> <p>2～3.（略）</p>	<p>・サービスの利用に関する料金の支払期限を変更します。</p>
附則 第1条	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、平成30年4月5日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年4月12日より適用されます。</p>	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、平成30年4月12日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年6月29日より適用されます。</p>	<p>・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。</p>